

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

令和 2 年 11 月

総務部 契約課

- 一、平成23年度より発注者支援業務等に係る入札は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項で規定する民間競争入札の対象に

発注者支援業務等とは、以下の道路、河川・ダム等における業務をいいます。

- 発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）
- 公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）
- 用地補償総合技術業務

- 二、競争参加資格要件として、法で定める欠格事由のうち暴力団排除に関する以下の要件を追加

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（法第10条第四号）
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの（法第10条第六号）
- 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの（法第10条第七号）
- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者（法第10条第八号）
- その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が前各号のいずれかに該当する者（法第10条第九号）

- 三、警察庁への意見聴取に対する協力について

- 上記二、に掲げる要件への該当の有無を警察庁へ意見聴取するため、入札参加事業者は別途配布される「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」に基づき、当整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならない。
- なお、必要資料を適時提出しないなど、協力しているとは認められないときは、その入札は四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第十一号に該当する入札として、無効として取扱いますのでご注意ください。

【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律】 (平成18年法律第51号)

第2条 (定義)

7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

- 1 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第二節の規定により行われるもの

第10条 (欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 9 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

第15条 (準用)

第10条、(中略)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。（以下、略）

【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令】 (平成18年政令第228号)

第3条 (親会社等)

法第10条第九号（法第15条、(中略)において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

- 1 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
 - 2 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。
 - 3 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。
- 2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

暴力団排除に関する確認手続きの流れ及び留意事項は以下のとおりです。

入札公告

競争参加資格確認申請書と併せて誓約書を、案件ごとに、それぞれの発注事務所（分任支出負担行為担当官）に提出

競争参加資格確認申請書等の提出期限

- 本様式は、参加しようとする業務毎に、それぞれの各分任支出負担行為担当官（各事務所等）に提出が必要です。
- 誓約書の提出を行わなかった者の競争参加資格は「無」となります。
- なお、令和3年度発注者支援業務等より、他の競争参加資格確認申請に係る様式と併せて、『電子入札システム』にて提出してください。

競争参加資格の確認通知

競争参加資格の確認通知で資格「有」の通知を受けた後、入札書の提出期限までに、暴排様式1及び様式2を整備局契約課にメールと郵便で1部提出
※メールでの提出は様式1（確認用電子データ）のみ

入札書の提出期限

- 提出する様式は、令和3年度において四国地整管内発注案件で共通して使用しますので、複数の業務に参加する場合であっても、1部を1度、提出いただければ結構です。
- 但し、年度途中の発注案件に参加する際、先に提出している内容に変更がある場合（役員の変更など）には、再度の提出が必要となりますのでご注意ください。
- なお、暴排様式の提出を行わなかった者の入札は「無効」となります。
- 様式1は、セルの統合等はせず、必ず配布した様式をそのまま使用願います（記載人数が多数による場合の行の追加を除く）。
- また、暴排様式には個人情報が含まれますので、情報管理上、指定された提出先・提出期間以外の提出はしないでください。
- 特に提出期間については、競争参加資格が「有」とされた参加者に対して提出の依頼を行っていますので、競争参加資格確認の結果が未通知にも関わらず、提出することの無いようお願いいたします。

開 札

意見聴取完了後
落札予定者の通知

落札決定

- 警察庁からの要請など、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求められます。

誓約書

概要

- 作成媒体 : 電子データ
- 提出時期 : 競争参加資格確認申請書の提出時 (競争参加資格確認申請書等と併せて提出)
- 提出先 : 各事務所等 (契約担当官)
- 提出方法 : 電子入札システム (3 MBを超える場合の取扱いは、入札説明書等に記載のとおり。)
- その他 : 入札参加事業者が設計共同体であるときは、当該設計共同体及びすべての構成員の連名により作成

注意事項

- 誓約書の提出が確認できない場合、競争参加資格の確認ができませんので、当該業者の競争参加資格は「無」となります、ご注意ください。
- 令和3年度に履行の発注者支援業務等より、他の競争参加資格確認申請に係る様式と併せて、『電子入札システム』にて提出してください。
- なお、電子入札システムで提出する場合は押印を不要としますが、紙入札で参加される場合は様式へ代表者印等押印のうえ、提出願います。
- 本様式は、参加しようとする業務毎に、それぞれの分任支出負担行為担当官(各事務所等)に提出が必要です。

(様式●●)

分任支出負担行為担当官
四国地方整備局
○○事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

令和○○年○○月○○日

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

誓約書

令和○○年○○月○○日付けで公告のありました○○○○業務(以下「本業務」という。)について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。
また、暴力団排除に関する欠格事由(法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容)について四国地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。
なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存ありません。また、四国地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第11号に該当するものとして入札無効とされることに異存ありません。

(注意) 設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。
(参考) 暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

確認用電子データ作成様式 (暴排様式1)

概要

- 作成媒体：電子データ(エクセル様式)及び書面
- 提出時期：競争参加資格確認通知の日から入札書の提出期限まで
- 提出先：四国地方整備局 総務部 契約課 調査係
- 提出方法：メール及び郵送(書留郵便に限る。)
(郵送にあたっては次頁の暴排様式2とともに、本様式を印刷した書面とデータを記録した記録媒体を一緒に提出)
- その他：入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員がそれぞれ作成し、自社分を提出

注意事項

- 作成にあたっては様式内の「(記入上の注意)」をご参照ください。

○確認用電子データ作成様式(対象となる公共サービス:発注者支援業務等)

(別添1様式1)

事業者との関係	氏名漢字	氏名カナ (自動入力)	生年月日				性別	住 所	入札参加事業者	
			元号	年	月	日			名称等	所在地
【記載例1】										
代表取締役社長	公共 太郎	コウキョウ タロウ	S	33	03	03	M	東京都港区虎ノ門〇-〇-〇	(株)公共サービス	東京都千代田区蔵が関△-△-△
専務取締役企画部長	公共 次郎	コウキョウ ジロウ	S	44	04	04	M	東京都新宿区歌舞伎町〇-〇-〇	(株)公共サービス	東京都千代田区蔵が関△-△-△
常務取締役営業部長	公共 三郎	コウキョウ サブ郎	S	55	05	05	M	東京都葛飾区小菅〇-〇-〇	(株)公共サービス	東京都千代田区蔵が関△-△-△
...										
【記載例2】										
主要株主等	株式会社蔵が関コンサル	カブシキガイシャカズケコンサル						東京都千代田区蔵が関▲-▲-▲	(株)公共サービス	東京都千代田区蔵が関△-△-△

入札参加事業者確認資料送付書（暴排様式2）

概要

- 作成媒体：書面
- 提出時期：競争参加資格確認通知の日から入札書の提出期限まで
- 提出先：四国地方整備局 総務部 契約課 調査係
- 提出方法：郵送（書留郵便に限る。）
（前頁の暴排様式1とともに提出）
- その他：入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員がそれぞれ作成し、自社分を提出

注意事項

- 提出する様式は、令和3年度に履行の四国地整管内事務所等で発注する業務で共通して使用しますので、複数事務所等の複数業務に参加する場合であっても、1部・1度の提出で構いません。
- 但し、年度途中に発注される案件に参加する際に、先に提出している内容に変更がある場合（役員の変更など）は、変更後の内容での再度の提出が必要となりますので、ご注意ください。
- なお、暴排様式の提出を行わなかった者のした入札は四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第11号に該当する入札として「無効」となります。
- 提出期間については、競争参加資格が「有」とされた参加者に対して提出依頼を行っています。競争参加資格確認の結果が未通知にも関わらず提出することの無いようお願いいたします。

(別添1様式2)

令和 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

(郵便番号)
入札参加事業者 住 所

電話番号 ()

商 号
又は名称

氏 名 ○

(法人にあっては、代表者氏名)

(法定代理人
氏 名 ○)

入札参加事業者確認資料送付書

意見聴取対象者に係る確認資料を送付します。なお、この書面及び提出資料の記載事項は、事実に相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号（第11号を除く。）に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面に確認用電子データの内容を印刷したものを添付するとともに、当該確認用電子データを記憶させたCD-R等の提出をお願いします。

「確認用電子データ作成様式」及び「入札参加事業者確認資料送付書」の記載内容に誤謬等があった場合の対応について

- これらの書面については、個別の発注手続きに係る競争参加資格確認申請書等とは別に徴収し、その使用目的も「暴力団排除に関する欠格事由の確認」であることから、競争参加資格確認申請書等とは異なり、提出後に当該書面の記載内容等の誤謬等に気付いた場合も修正を可能としています。誤謬等があった場合は、速やかに末尾に記載の窓口にお問い合わせください。
- なお、書面等の記載内容に関して窓口より確認を行うための電話等を行うことがあります。

暴力団排除に関する欠格事由の確認のための警察庁への意見聴取の実施について

- 開札後、落札予定事業者についてのみ警察庁への意見聴取を実施します。意見聴取には3週間程度の期間を要しますが、（国土交通本省経由で）警察庁より意見聴取の結果が来次第、落札予定者の通知（保留通知）を行います。
- 警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても当該競争参加資格の要件を満たさない者とし、その者のした入札は四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第一号に該当する入札として、無効として取扱いますのでご注意ください。

暴力団排除に関する欠格事由の確認に係る問い合わせ窓口

四国地方整備局 総務部 契約課 調査係
TEL. 087-851-8061（内線2521）

暴力団排除に関する欠格事由の確認手続き以外の問い合わせについては、入札説明書等に記載の照会窓口を参考としてください。

(別添1)

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

令和3年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となっていることから、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の契約担当官等に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であること等を記載した誓約書（様式19）を、他の競争参加資格確認資料と併せて提出すること。

2. 下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに、下記（3）に掲げる提出資料を1通ずつ提出すること（下記（4）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、提出の資料は、令和3年度に当地方整備局各機関で実施する発注者支援業務等に共通して用いるため、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、1度提出すればよい。ただし、その後に発注される他の発注者支援業務等に参加を希望する場合で、提出した資料の内容に変更が生じた場合には、再度下記（3）の資料を提出することとし、変更がない場合においては、様式は任意でよいがその旨を記載した書面（記名押印は必要）を下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに提出すること。

また、警察庁への意見聴取の結果「暴力団排除に関する欠格事由に該当する」とされた事業者については、他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は再度下記（3）の資料を提出すること。

(1) 提出先

四国地方整備局 総務部 契約課 調査係
〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

(2) 提出期限 (期間)

競争参加資格確認通知時において資格が「有」と通知された時から令和3年2月15日(月)16:00(入札書の提出期限と同じ)まで。

なお、上記期限までに下記(3)に掲げる提出資料を提出しない場合は四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第11号に該当するものとして取り扱う場合があるので留意すること。

(3) 提出資料

① **確認用電子データ (様式1に則ること。** なお、意見聴取対象者については、参考1及び参考2を参照のこと。)

*様式1の作成の際は、セルの統合や解除等はせず、必ず配布した様式をそのまま使用すること(記載の人数が多数による場合の行の追加は除く)。

② **入札参加事業者確認資料送付書 (様式2に則ること。)**

なお、警察庁への意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある (確認書類の提出を求める場合は別途連絡する)。

(4) 提出方法その他留意事項

上記(3)の資料の提出方法については、①確認用電子データを電子メールの添付文書として送信するとともに、②入札参加事業者確認資料送付書(送信した確認用電子データを印刷したものを添付すること)及び当該確認用電子データを記憶させたCD-R等を併せて郵送すること(郵送は、書留郵便に限る。)。

(電子メール送信先: [kyousou-k8801@mlit.go.jp](mailto:kyou sou-k8801@mlit.go.jp))

様式1 確認用電子データ作成様式

様式2 入札参加事業者確認資料送付書

参考1 意見聴取対象者等

参考2 暴力団排除に関する欠格事由

(様式 19)

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局

〇〇事務所長 〇 〇 〇 〇 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇〇〇〇業務（以下「本業務」という。）について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。

また、暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する法第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに規定する内容）について四国地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存ありません。また、四国地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、四国地方整備局競争契約入札心得第 8 条第 1 項第 11 号に該当するものとして入札無効とされることに異存ありません。

2 競争参加資格確認申請書の提出日において予定配置管理技術者との間において直接的雇用関係が成立していませんが、契約締結日までに直接的雇用関係が成立することを誓約します。直接的雇用関係が成立した場合は、速やかに確認できる書類を提出します。なお、契約締結日までに直接的雇用関係が成立しないときは、四国地方整備局競争契約入札心得第 8 条第 1 項第 11 号に該当するものとして入札無効とされることに異存ありません。（該当する場合のみ記載）

（注意）設計共同体的場合は、設計共同体的名を表示のうえ、各構成員の連名で作成すること。

（注意）電子入札システムで提出される場合は、本様式への押印は不要です。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は記名押印のうえ、提出してください。

（参考）暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

事業者との関係	氏名漢字	氏名カナ (自動入力)	生年月日				性別	住所	入札参加事業者	
			元号	年	月	日			名称等	所在地
【記載例1】										
代表取締役社長	公共 太郎	コウキョウ タロウ	S	33	03	03	M	東京都港区虎ノ門〇-〇-〇	(株)公共サービス	東京都千代田区霞が関△-△-△
専務取締役企画部長	公共 次郎	コウキョウ ジロウ	S	44	04	04	M	東京都新宿区歌舞伎町〇-〇-〇	(株)公共サービス	東京都千代田区霞が関△-△-△
常務取締役営業部長	公共 三郎	コウキョウ サブロウ	S	55	05	05	M	東京都葛飾区小菅〇-〇-〇	(株)公共サービス	東京都千代田区霞が関△-△-△
...										
【記載例2】										
主要株主等	株式会社霞ヶ関コンサル	カブシキガイシャカスミガセキコンサル						東京都千代田区霞が関▲-▲-▲	(株)公共サービス	東京都千代田区霞が関△-△-△

(記入上の注意)

- 注1) 上記の表に記載された内容は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号(第11号を除く。)に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、上記の表に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 注2) 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求め場合があります。
- 注3) 意見聴取対象者が25名を超える場合は行を追加して下さい。
- 注4) 「事業者との関係」欄は、その者が入札参加事業者(貴社)において又は貴社との関係で、どのような立場、関係にあるのかを入力して下さい(例「代表者」、「取締役」、「親会社の役員」、「主要株主」、「顧問」、「事業者の法定代理人」など)。
- 注5) 「氏名漢字」欄は、全角で入力し、姓と名の間を全角で1スペース空けて下さい。常用漢字でない等の理由により漢字入力ができない場合は当該漢字に代えて平仮名で入力して下さい。
- 注6) 「氏名カナ」欄は、「氏名漢字」欄を入力すると自動入力されます(=ASC(PHONETIC(*))。表示内容を確認し、正しくなければ、直接、半角カタカナで入力し、姓と名の間を半角で1スペース空けて下さい。
- 注7) 「生年月日」欄の「元号」は、明治「M」、大正「T」、昭和「S」、平成「H」と半角で入力して下さい。年月日はそれぞれ半角2桁の数字で入力して下さい。
- 注8) 「性別」欄は、男性「M」、女性「F」と半角で入力して下さい。
- 注9) 「住所」欄は、その者の住所を記載して下さい。なお、郵便番号は不要です。
- 注10) 「入札参加事業者」欄の「名称等」及び「所在地」は、意見聴取の対象者すべてについて同一の内容を記載して下さい。**なお、「名称等」で表示する商号は略称で記載して下さい。**
- 注11) 意見聴取対象者が法人である場合は、「氏名漢字」及び「氏名カナ」欄に法人の商号又は名称を、「住所」欄に法人の主たる事務所の所在地を記載して下さい。「生年月日」及び「性別」欄は空欄で構いません。**なお、この際に「氏名幹事」で表示する商号は正式名称(略称は使用しない。)**で記載して下さい。

(別添 1 様式 2)

令和 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

(郵便番号)

入札参加事業者 住所

電話番号 ()

商号
又は名称

氏名

㊦

(法人にあっては、代表者氏名)

法定代理人
氏名

㊦

入札参加事業者確認資料送付書

意見聴取対象者に係る確認資料を送付します。なお、この書面及び提出資料の記載事項は、事実
に相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 10 条各号(第 11 号を除く。)に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面に確認用電子データの内容を印刷したものを添付するとともに、当該確認用電子データを記憶させた CD-R 等の提出をお願いします。

意見聴取対象者等

意見聴取の対象 (※ 1)		意見聴取に必要な事項	
個人の 場合	① 入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所	・氏名、生年月日、性別、住所
	② ①の法定代理人 (※ 3)	・氏名、生年月日、性別、住所	・商号又は屋号 (※ 2)
落札 子 定 事 業 者	③ 入札参加事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地	
	④ ③の役員 (※ 4)	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名	
	⑤ ④の法定代理人 (※ 3)	・氏名、生年月日、性別、住所	
	⑥ ③の主要株主等 (※ 5) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所	
	⑦ ③の主要株主等 (※ 5) (法人)	・商号又は名称	
	⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所	
	⑨ ③の親会社等 (※ 6) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所	
	⑩ ⑨の法定代理人 (※ 3)	・氏名、生年月日、性別、住所	
	⑪ ③の親会社等 (※ 6) (法人)	・商号又は名称	
	⑫ ⑪の役員 (※ 4)	・氏名、生年月日、性別、住所	
⑬ ⑫の法定代理人 (※ 3)	・氏名、生年月日、性別、住所		
⑭ 相談役、顧問等⑩と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所		
合			

※ 1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※ 2 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち 1 個を記載する。「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※ 3 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

※ 4 「主要株主等」とは、発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 以上の株式を所有する株主及び出資総額の 1 0 0 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※ 5 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して公共サービスの改革に関する法律施行令第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当する関係 (特定支配関係) を有している者のみをいい、同条第 2 項に規定する者は含まないものとする。

※ 6 ① その総株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる) に占める自己の役員又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第 1 号)

※ 7 ② その役員 (理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) に占める自己の役員又は職員 (過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。) の割合が 2 分の 1 を超えていること。(第 2 号)

③ その代表権を有する役員 の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第 3 号)

※ 7 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求めらる場合がある。

(別添 1 参考 2)

暴力団排除に関する欠格事由

【1】 法第 10 条第 4 号関係
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

【1】 説明)
上記のとおり。

【2】 法第 10 条第 6 号関係
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【1】に該当するもの

【2】 説明)
「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。
①親権者又は後見人から営業を許可された者 (民法第 6 条)
②婚姻により成年に達したものとみなされる者 (民法第 7 5 3 条)

【3】 法第 10 条第 7 号関係
法人であつて、その役員のうち【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

【3】 説明)
「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

【4】 法第10条第8号関係
暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

【4】 説明)

法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」に関しては、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

- ①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- ②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
- ③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額（自己の出資分を除く。）の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

【5】 法第10条第9号関係
その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【1】から【4】までのいずれかに該当する者

【5】 説明)

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条に規定するものをいう。

- ① 施行令第3条第1項第1号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
- ② 同条第2号及び第3号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第10条第9号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第3条第

2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取対象者とはされていない。

(参照条文)

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律第51号)

(欠格事由)

- 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
 - 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
 - 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
 - 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
 - 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合にお

いて、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

(準用)

第十五条 第十条、(中略)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、(中略)と読み替えるものとする。

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一～五 (略)
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七・八 (略)

●民法 (明治29年法律第89号)

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編 (親族) の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(婚姻による成年擬制)

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。